

平成24年度 兵庫県環境審議会自然環境部会（第1回） 会議録

開会の日時 平成24年8月1日（水）
午後2時00分開会
午後3時50分閉会

場 所 兵庫県民会館 7階 鶴

議 題 「生物多様性ひょうご戦略」の改定に係る基本的な事項について

出席者 7名

部会長	福岡 誠 行	委員	角野 康 郎
委員	三好 正 文	委員	服部 保
委員	佐々木 礼 子	委員	上原 利 信
委員	栃本 武 良		

欠席者 2名

委員	中瀬 勲	委員	山口 徹 夫
----	------	----	--------

説明のために出席した者の職氏名

環境創造局長	栃尾 隆	自然環境課副課長	川北 みゆき
自然環境課長	今里 卓	自然環境課副課長	茶谷 達人

* その他、幹事として関係課室より19名出席

会議の概要

開会（午後2時00分）

議事に先立ち、栃尾環境創造局長から挨拶がなされた。

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議の成立が報告された。

兵庫県知事から会長へ諮問がなされ、事務局（自然環境課）の説明を聴取した後、会長より自然環境部会長に案件が付議された旨報告された。

議事

「生物多様性ひょうご戦略」の改定に係る基本的な事項について
事務局（自然環境課長）の説明を聴取した。

（福岡部会長）

平成20年度に策定され、5年目を迎えるため改定を実施する。活発な審議をお願いしたい。

（三好委員）

この戦略が策定された時、どう広報されていくのか。環境教育にどう活かされていくのか。また、市町との具体的な連携方法はどのようにしていくのか。

（自然環境課長）

広報は策定された時に、記者発表させて頂き、ホームページにも掲載させて頂く。数値目標などの進捗状況等もホームページで公開させて頂く。また、レッドリスト、ブラックリストは、「生物多様性ひょうご戦略推進委員会」で毎年検討のうえ、追加があればホームページで更新している。特に、ブラックリストは、重要な影響を及ぼすと考えら

れるものは、各市町へ情報提供し、駆除活動などを進めて頂くよう取り組んでいる。

環境教育は、環境政策課環境学習参事の方で取り組んでおり、小学校3年生への環境学習を実施している。しかし、「生物多様性」という言葉はわかりにくい。小学校の先生等に対し、子供達にわかりやすく伝えて頂くよう研修会等も活用しているところ。

市町との具体的な連携は、市町の戦略策定時に、依頼があれば県も策定委員として参画し、県の戦略は概略的なもの、市町の戦略は個別具体的なものとなっているが、県の戦略との整合性を図れるよう意見等を述べている。

今回は、戦略の要約版も作成し、関係機関へ配布した。こういった普及の方法も考えたい。

(三好委員)

記者発表をしても、記事にはなかなかしてもらえない。ホームページを見やすく、分かりやすくしないといけない。アクセスしてもらえる実効性のあるものにして欲しい。

(福岡部会長)

広報は大切なこと。一般の方に周知徹底しないと意味がない。

また、子供向けと大人向けは、区別した方が良いのではないか。前回の時から気になっていた。特に小学生向けには、考えた方が良いのではないか。

(佐々木委員)

県のホームページから入って行くことが多いと思うが、河川の関係、COP10のことや、防災関係などいろいろあるが、最初のバーナーがわかりにくい。国のホームページから辿り着いたといったこともあった。

最近、子供もインターネットを使用する環境にある。この辺りのことも対応を考えた方がよい。

(角野委員)

資料4の改定骨子で第2章の2が現行どおりとなっている。「生物多様性がすべての生物にもたらす恵み」、一般的に「生態系サービス」という言葉で表されている。国家戦略でも「生態系サービス」が使われている。改めて県の戦略を見ると「生態系サービス」という言葉が使われていない。研究レベルでも「生態系サービス」が重要なものと認識され、高校の生物の教科書にも「生態系サービス」が使われることになった。是非、「生態系サービス」を入れるべき。概念も整理されてきて、この2章の2に(1)~(6)まで書かれているが、もっと大きな概念として整理されているので、この章は、現行どおりではなく書き直した方がよい。

(自然環境課長)

生態系サービスの概念が整理され、もっと広く捉えているということ。この章は、整理、見直しをさせて頂く。

(佐々木委員)

資料2の改定の方針3「兵庫県の戦略の具体的な目標」について、詳しく、一庫公園、三木山森林公園の説明があったが、こういった地域戦略を組み入れるというのは、どこに入ってくるのか。

(自然環境課長)

資料4の7Pに「5 新たな県の行動計画」の中で整理する。

(佐々木委員)

市町が策定する戦略も資料として整理されるのか。また、市町戦略が確実に全市町で策定されるように目標年は想定しているのか。

(自然環境課長)

市町の策定状況は整理する。全市町で策定されるよう働きかける。全市町策定の目標

は、市町で策定するので、現時点では具体的には想定していない。

(服部委員)

市町の戦略策定は、市町が戦略を策定する方向に誘導していくことが重要。環境基本計画の中で位置付けているところがあるが、まず、環境基本計画で位置づけることは必要だが、「生物多様性の戦略」を策定する方向に誘導することが大切である。兵庫県としては、環境基本計画に位置づけると同時に、きっちり戦略を策定しなさいと誘導する。そうしないと動かない市町がある。また、戦略の策定をしても、全く動いていない市町がいくつかある。そこが、どうして動いていないか調べると今後の策定に意味があるように感じる。

レッドリスト、ブラックリストの改訂とあったが、毎年チェックして、見直して行くということだと思う。新たに策定するというのではなく、毎年、追加、削除を行うということがわかるようにした方がよい。兵庫県は、他部局の取組も沢山ある。「里山林整備」などは、農林が取り組んでいるが、こういった取組も組み入れていく。ブラックリストについて、県土整備部が「公共工事における植物種の選定について」の通知を出した。事業部局が自分のところで通知を出す。すごく良い取組である。こういったことも取り込んでいく。

生物多様性で一番問題になるのが「遺伝子の多様性」である。環境創造で、緑地をつくるということで、「遺伝子の多様性」がどこまで出来るか。全国的に調べてみたが、徹底してやっているところがない。唯一、「尼崎の21世紀の森」がやっていた。「遺伝子の多様性」を考える場合、どこからどこまでを範囲とするか方向性を出すと良いが、数年前に農林が県を三地域に分けてやっている。地域の中で苗を生産し、それを植えていく。「尼崎の21世紀の森」は、六甲、武庫川、猪名川水系に限る植物を尼崎に植えていた。そういう事例を取り込んでいけば良い。そうすれば厚みのあるものになる。企業のCSRの取組も取り込んでいけば良い。

(角野委員)

第2章に「生物多様性の危機」が記載されているが、一般論が書かれている。里山の危機など兵庫県の危機として、シカの問題をもっとクローズアップした方がよい。食害の問題もあるが、生物多様性に対する問題も差し迫った問題である。野生生物の保護管理の部分で少し書かれているが、もっと取り上げた方がよい。

(自然環境課長)

「人間活動の縮小による危機」里山の放置、中山間地域の人口減少などで野生動物が増加した。或いは、「地球環境の変化による危機」地球温暖化で雪の減少が、野生動物の増加をもたらした。この辺りでふれて行くのが良いかもしれない。下層植生の減少もデータがあるので、データも踏まえて記載して行きたい。

(栃本委員)

方針の3に県立自然公園のレベルと書かれているが、どこからどこまでが公園の境界なのか、明記されたものはないのか。源流にまで人が入って、盗掘をしているケースもある。折角、指定されていても野放しではいけない。

(自然環境課長)

国立・国定公園、県立自然公園のエリアを示した図面はある。しかし、現場でどうかということ、現実的にはどこまで出来るのかということもあり、示されていない。

(栃本委員)

前回の策定時にも申し上げたが、こういったものが策定されて、どこでどう役立てていたのか。シカの問題にしても、待ったなしの状況である。落葉広葉樹林が丸裸のようになって、知らない人は「良く手入れがされていますね。」と言っていることもある。

こういうものを作成して啓発していくのは良いのだが、これを作っている間に自然の多様性が失われているような気がして、無駄になっているように思える。

県土整備部に対して、「生物多様性配慮指針」を策定しているとのことだが、実際に、現場で指針に基づいて配慮されているかどうかはチェックされているのか。

(自然環境課長)

チェックまでは実施していないが、指針として示しており、必要な配慮をして下さいと関係機関へ配布している。これによって、権限まではないので弱いところである。

(栃本委員)

「生物多様性配慮指針」、「ブラックリスト」が作成されていることを、私自身今日知った。こういうものが広く周知されるようにしないといけない。

(福岡部会長)

どこまで周知されているか。どこまで下りて行っているのか。県の予算でも2100万円あったものが、入札で何百万円になり、さらに孫請けで、実際の現場ではほとんど予算がないと言ったことも聞いたことがある。

(佐々木委員)

孫請けの孫請けで実際の工事の現場に周知されていないことがある。6年半におよび武庫川流域委員会で委員をしてきたが、その間に例えば武庫川の浚渫時に現場で魚類が捨てられている場面を目撃したり、貴重種と言われる植物が伐採されるなど、住民や自然を保護するNPOなどから委員に対してそのような報告を何度も受け、確認に行ったことがある。河川改修に際し、生物多様性もそうであるが、環境への配慮といったことで、河川管理者側も非常に気を遣い、努力をされ、また説明などもされているが、実際の現場にまでは情報が届いていなかったのか、抜け落ちているといったことを経験した。そういったことを解消するため、この戦略で一言でも良いので取り上げて徹底するようにしてもらいたい。

資料4の改定骨子第2章3の(4)地球環境の変化による危機(新規)は、折角、新規に掲載しているのに、漠然として中味がわからない。なにがどうなって生物多様性に影響するのか、もっと書き込まないと何が書かれているのかわからない。例えば、100年間では大した影響はないとはいえ海面上昇のことや何がどうなって生物多様性に影響しているのか、を書かないとわからない。

2Pの第2章2の(5)防災機能のところもあれだけ大きな津波があったが、津波のことが書かれていない。海岸線から夙川や武庫川沿いに連続するクロマツには水害防備林といった役割もある、景観のことも含まれているが、歴史的に見ても意味のあるもので、生物多様性との関係について、このあたりで触れて欲しい。土木学会の報告では水害の時にクロマツによって津波を防ぐことはできなかったがかなり大きな漂流物がひっかかって漂流が止められたりしたことが記録されている。こういった機能のことを記載してもらいたい。

(三好委員)

同じ意見であるが、この5年間に県西北部の水害、円山川の氾濫はもう少し前だが、それに加えて東日本大震災があって、地震の多発期にあたっている。その文言は必要である。ゲリラ豪雨だけでも、どこで起こるかかわからないし、それによって生物多様性が失われるといったことはよくあることである。

(角野委員)

生態系サービスの中に、防災機能のこととも含まれている。いろいろな例がある。

(上原委員)

先程、部会長からも山が放置されているといったお話があったので、山の話を見せて

頂く。兵庫県下には50万haの森林がある。全部がきれいに手入れされている訳ではないが、国や県の指針に基づいて、里山林整備など行っている。また、県民みどり税によって、災害に強い森づくりなども行っている。ポイントがずれるのかもしれないが、そういったことも盛り込んでもらえたらと思う。災害や防災に関して、生物多様性の視点からも整備も進んでいるといったことを入れてもらえればと思う。

(自然環境課長)

いろいろ御意見頂いているが、例えば、災害防止と生物多様性、いわゆる生態系サービス、大気の浄化、気温の調整、水量、水質浄化、そういったことは、生物多様性があることによって、生態系サービスとして生まれるのだが、ゲリラ豪雨だとか、地震などの大きな災害を生物多様性戦略によって、防止できるのか、出来ないのか、そこまで、生態系サービスの一環として、今回の戦略の中に書き込めるのか、書き込むべきなのか。委員の先生に御意見頂きたい。

(服部委員)

程度の問題である。東日本大震災の時に、海岸のクロマツが津波を防いだかどうか、それは不可能な話である。例えば、六甲山に緑があることによって、雨が降っても流されないということはあるので、防災と生物多様性とは当然関係する。この戦略を策定するときに、千葉の戦略が、生物多様性と温暖化をテーマにしていた。兵庫県は、生物多様性と防災をテーマに考えようという話はあったが、強く反映されなかった。今回は少し反映されることは、当然あり得る話と考える。

(自然環境課長)

生物多様性を維持することで、生態系サービスが得られる。という意味での防災であって、例えば、森林整備によって山崩れを防ぐとか、そこまで戦略として書き込むのは如何なものかと考える。

(服部委員)

農林でやっていることは、まさにそういうこと。森林整備によって防災機能を高めるということ。それは間違いではない。

(自然環境課長)

生物多様性の戦略としてふさわしいのかどうかといった問題。森林整備によって、そういう機能は高まるといったことは書けるとは思う。

(福岡部会長)

そこは重要な問題。議論していかないといけない。

(佐々木委員)

記載すべきだと考える。生物多様性で終わってしまうのではなく、他にもいろいろ波及効果があるということ、書くことは効果がある。はじめに出た、子供の教育の問題もそうであるが、生物多様性をつかって、安心安全にまで話が波及することは、教育としても一つの狙いであるのではないか。

(福岡部会長)

人工林というのは、人間が生物多様性を少なくした。人工林に少し手を入れることで、多様性を高めることは、災害防止などいろいろなことにプラスになるのではないか。

(服部委員)

兵庫県は、針広混交林ということで実際にやっている。その中には、必ず生物多様性と書かれている。

(福岡部会長)

他部局がやっていることを成果として評価してあげればもっと張り切ってやるのではないか。

(栃本委員)

森林整備がどういうことかといったことではないか。今まで、スギ、ヒノキの植林だけで整備として来たのではないかと思う。そうではなく、混交林である。

(角野委員)

その問題は、森林の問題だけでなく、例えば、農業においても生産性を高めるだけでなく、生物多様性を意識した環境に配慮したものにする、世の中全般にそういう方向に進んでいる。ただ、防災というだけでなく、自然を守ることにもつながる、人間にとってもプラスになる、といったことで非常に繋がりのある世界である。そういうことは皆さんに理解してもらえるように書けばよい。

(佐々木委員)

人間としての生物多様性を県の方では考えているようなので、エコとして、茅を切って屋根にするような取組もしている。そこから人としての生物多様性を考えることは、そういうこととリンクさせることでそうなるのだと思う。

(自然環境課長)

お話を聞きながら、頭の中を整理していた。生態系サービスの中に供給サービスがある。スギ、ヒノキの良い、悪いは別にして、数ある生物の中から、人間に有用なものとして、それを選択して利用してきたということは、生態系サービスの中の供給サービスの生物多様性として人間として得られたもの。なおかつ、それをきっちり整備していくことが調整サービスにつながって行くという整理になるのかと考えている。数ある生物の中から、人間として有用なものを引っ張り出すのが供給サービス、それが生物多様性の一つの働きである。もう一つは、そういったものについてもきっちり手入れをしていくことによって、新たな調整サービスとしての生態系サービスが得られるのだ、といった書き方になるのかと考える。そういうことでよいのでしょうか。

(角野委員)

ただ、あまり単純にするのは問題で、最近よく言われるのが、我々が、蕎麦を食べられるのは、ソバという植物が人間にとって有用だということなのですが、ソバの実がでるためには、昆虫がいないとだめなのです。昆虫がいなくなるところには、ソバも実らない。こういうようにどんどん繋がって行く。そういう意味でこれは、供給サービス、これは調整サービスとあまり厳格には分けられないというのも一つの認識である。あまり機械的にまとめない方がよい。

(福岡部会長)

森林、農業、漁業といろいろなところに関係してくるが、森林はやはり無視できない。これだけ人工林もあることから、何か考えて記載して欲しい。

(自然環境課長)

全く触れないということではない。県の40数%が人工林であるので、全く触れない訳にはいかない。書き方について工夫させて頂く。

(服部委員)

森林の場合、里山防災林、針広混交林化など県のいろいろな施策があって、それが生物多様性と非常に関係していると。それ以外にも河川課がやっている「水辺の調査」、毎年、継続的にやっていて、そういう中で特定の外来生物が見つければ、外来生物対策をやるようになっている。また、先程の話であったシカの害も河川に及んでいる、森林だけの問題ではなくなっている。河川植生がシカの嗜好性植物に変わってきている所がある。淡路の三原川だったか、そういうような調査の結果を踏まえ、どういう対策をとろうかと考えている。例えば「ため池」についても、農政環境部がやっている。良い方向に行っているものも沢山あると思うが、良いものだけでなく悪いもの、そういうものを洗い

出してもらえば分かりやすくなるのではないか。

関係ないが、県に1箇所か2箇所しかない絶滅危惧種のミツガシワが但馬の道路の計画の中で見つかった。その時の担当者が言ったのは、保全するためには、レッドリストに入れてもらった方がよい。少し前なら入れてもらっては困ると言っていたが、入れた方が保全は進めやすいと。時代が変わってきている。事業部局は敵というのではなく、同じ仲間として協力していく。

(福岡部会長)

昔なら土木の方から、レッドリストを調べていると、何をしているのかと執拗に言われていたが、今は環境が変わってきた。

(佐々木委員)

レッドリストに掲載されているから保全するというのは重要なことだが、その地域性として、どうでも良いような草が繁茂している。繁茂していることが地域性ということもある。そういう場合は地域特性として認めてあげることも必要かと思う。

(服部委員)

今のミツガシワの例は、ミツガシワ個体をレッドリストに挙げたのではなく、ミツガシワが育っている環境を挙げた例である。種だけでなく環境そのものを保全する。

(角野委員)

はじめに教育現場の話がでたが、先日行われたひょうご戦略推進委員会の時にも環境学習の話がでた。資料5にもあるが、これは非常に大事なことで、教育現場との連携は重要なこと。県の行動計画のところには、4章の5の(2)に参画と協働による生物多様性保全活動の推進にNPO、県民等への普及啓発、企業のCSRの3つしかないが、環境教育、教育現場との連携は重要な柱として加える方がよいと考える。

これからの生物多様性を担って行くのは子供達なので、環境学習を重視する、どういうやり方をするか、ノウハウも含めて深めて行けば良いのではないか。

(福岡部会長)

環境学習をどうすれば良いのか、学校の先生もわかっていないのではないか。学習ではなく、触れることが大切である。

(栃本委員)

そう。触れるということだと思う。私どもも、学校の団体が来るときは、出来る限りエサを用意して、一人ひとりにエサをやってもらうことにしている。棒の先に針金のフックをつけて、アジをつけてやってもらうのだが、オオサンショウウオがバクッと食べたときに、その振動でみんな感激している。

同じ特別天然記念物のコウノトリにばかりお金が行って、夜の暗闇の中でひっそりしているオオサンショウウオの扱いが悪いと言ってきましたが、確かに弱いです。沢山いるといってもわからないわけですから。但馬県民局長も視察にいらっしゃって、とても良い施設だと言ってくれている。実際に体験ができる施設をもっと作っていけば良いと思う。

先程もお話したが、朝来群山の県立公園の中でも周辺が人害、シカ害などで植生が変わってきている。昔の植生が変わっていないのは落石防止のネットの向こう側だけだと、そのネットも時々破られて盗掘されていることもある。私は、あまりしたくはないのですが、目につき次第、周辺から植物を校内に移植している。幸い、市川を渡る橋で、学校の校地だけが山に囲まれているので、山側からの動物の侵入を防ぐことによって、学校の中だけでも旧来の植生を守ることが出来ればと思ってやっている。

本当は、草でも、魚でも自由に獲れる環境が望ましい。

(服部委員)

今、天然記念物のお話があったが、生物多様性の保全を進めるうえで、天然記念物指定というのは非常に強力な武器になる。法的な強制力がある。なかなか指定も難しいが、今、いくつか天然記念物指定の候補があるが、県も市町も望まないし、面倒なことはない。多様性を進めるにあたっては、天然記念物指定は非常に大きな力になる。自然環境課の所管ではないが、頑張ってやってほしい。

この自然環境部会の中には、教育委員会は入らないのか。先程の環境学習のこともあるし、天然記念物のこともあるので、教育委員会の方にも入ってもら方がよい。

(栃本委員)

私は、県の文化財保護の審議委員をやらせて頂いている。現場の市町から、そういうものが上がってこないと動かないということがある。

実際、オオサンショウウオは日本の河川の生態系の頂点にいる生物で、オオサンショウウオだけ守っても仕方がない、オオサンショウウオを支えるエサ生物が豊富でないと、ああいう大型の生物は生きていけない。先程、コウノトリの話もしたが、コウノトリはコウノトリの生態系のシンボルとして、オオサンショウウオは河川の生態系のシンボルとして、クローズアップして、オオサンショウウオのいる川の自然環境全体を守るという方向は良いと思う。

そういう意味で、三重県では、河川工事の場合にオオサンショウウオの取扱、オオサンショウウオだけ取り出して、指針を作成し10年ごとに見直しし、各部局に配布している。そうすると県土整備部にもインパクトがあって良いのではないかと考える。

(福岡部会長)

種だけ守るのではなく、周辺の自然環境も含めて守るというのは、これからの視点になると思う。

(服部委員)

今、宝塚で考えているのは、丸山湿原という湿原全体を指定しようと動いている。そうすると看板が立ち、法的に位置づけられるので、改変が出来なくなる。また、何も知らなかった住民が、天然記念物になることで、そんなに重要なものだったのかと知らしめることができる。盗掘に対しても指定することで重要なものと認識ができるし、住民の方がそんなに重要なら守って行こうという動きも実際出てきた例はある。

(福岡部会長)

先程、ササユリの話もあったが、ササユリというのは名前を知っていて、良いということで取りに来る。カンザシシリョウシュを植えていたが、2,3千円で売られているのを見て、欲しいとなる。そういう価値があると盗ろうとなる。サギ草でもやはり有名だから盗ろうかとなっている。

(栃本委員)

神鍋のオキナグサも、もともと町が天然記念物に指定していて、県の指定をするかどうかで現地視察に行ったら、町の指定している所よりも、スキー場のところに、もっと大きな群落があって、そこも含めて指定しようということになったし、その地元の方が栽培したものを麓で売っていた、そういう方法もあるのかなと思う。それでも町の指定地で盗掘の跡が有ったことも事実。

(佐々木委員)

それは、観光の話にも関わってきて、国が観光立国の推進という基本計画を立てている中で、生物多様性も入っている。それがどうリンクするかはよくわからないが。そういうことは、出て来ないのか。

(角野委員)

それは、例えば、コウノトリの話で、野生復帰や農法などで人が集まって、エコツー

リズム、そのものではないが、トピックス的に人が集まり観光での収入が増えている、自然、生物多様性を守りながら経済的にも効果がある。

(佐々木委員)

生物多様性にお金が落ちる仕組みが観光の側面からあるようだ。それが、保全活動に使える。

(福岡部会長)

そういうことで自然が見直されるというのは良いことだ。自然は良いと環境学習も含めて力を入れてもらいたい。

(角野委員)

生物多様性の保全が、地域興しになる、地域活性化につながることは、世界的に見ても国レベルではいろいろな事例がある。もう少し、地域レベルでもあっても良いのではないか。

(服部委員)

川西市でエドヒガンが天然記念物に指定された。指定されて地元の方々が非常に喜んで、エドヒガンで大木ですから、盗ったりはできないが、その下にネザサが繁茂していたが、皆さんで全部刈り取った。すごくきれいな状況になって、皆さんで喜んでいる。角野先生がおっしゃっているように十分、エドヒガンで地域興しができる。

ただ、指定するのは難しい。たまたま市の所有地だから指定できた。一般の方が所有している土地ならなかなか指定は出来ない

(三好委員)

コウノトリの話があったが、県外放鳥ももう始まるし、ロシアと交流の話も出ているので、少し、県外との連携ということで一言入れてほしい。

それと鳥に関して、イヌワシですが、オスプレイの低空飛行が来ると大変なことになる。難しいですが、今後の動向にもよるが何か触れることが出来たらと思う。大事な存在であることには違いないと思うので。

(自然環境課長)

オスプレイの問題はともかく、風力発電のバードストライクの問題がある、この辺りは少し書き加えた方がよいかと考えている。

それと、天然記念物、レッドデータも最終的に整理する時に、兵庫県の場合、生息する場所も示していない。市町レベルでかなり広い範囲で示している。盗掘の話があったが、ここにあるとわかると盗られる可能性があるのもそういう整理の仕方をしている。

(福岡部会長)

人間の行動の話になる。

(栃本委員)

外来生物対策のところ、アライグマの防除指針が出ているが、これは駆除した後に胃の内容物の調査とかされて発表されているのか。

(自然環境課長)

詳細は承知していないが、青垣町の森林動物研究センターで捕まえたものの解剖等は行っている。市町で駆除したものは二酸化炭素で殺処分後は埋設しているようだ。

(栃本委員)

私どものハンザキ研究所の周りのヒキガエルの産卵場所を調査しているが、6箇所チェックした中で、3箇所でアライグマの食害を受けている。ヒキガエルは皮膚から毒を出すので、日本のほかの動物では、カラスが腹をつついて内蔵を食べる以外は報告がない。アライグマはヒキガエルの皮をむいて食べている。産卵所で無防備な親ガエルを食べているということがわかっている。

折角、防除してただ捨ててしまうのではなく、調べてこういう状態だということをもって広報すべきだと思う。イモリをこすって毒を出せるだけだしたうえで食べるという非常に器用で知能がある動物らしいので、オオサンショウウオも皮膚から身を守るための白い強い粘液をだすが、やられかねない。最近、現場で住んでいるおかげで、地域の方が、オオサンショウウオの死体があればすぐに連絡をくれ、傷を調査したりするが、小動物の歯形がついた死体があったり、カラスにつつかれていたりする。そういうこともあるので、ただ殺すだけではかわいそうだが、やむを得ないとも思うし、その際の有効な利用というのは是非やって頂きたい。

もう一つ、オオサンショウウオがらみで申し上げたいが、日本では、全長20cm以上のサンショウウオはオオサンショウウオだという概念は良いが、ご存じかと思うが、京都の鴨川で、日本と中国のハイブリッドが9割以上、昨年から6年計画で文化庁からお金を出してもらって京都市が全体の調査をしているが、昨年130匹取り上げてDNA鑑定を京大の教授が調べたが、日本産は3匹だけ。130匹中。後は数匹中国が入っていたが、ほとんどがハイブリッド。大きいサンショウウオがオオサンショウウオだと決めつけが問題ということ、今のところ兵庫県では報告は受けていないが、私どものところで、そのハイブリッド、中国を160匹、引き受けているが、これが逃げるとえらいことになるが、実際、ペットショップ等に中国産のオオサンショウウオが売られた経緯もあるようで、そういうことも留意しないとイケない。

(自然環境課長)

外来生物法はあるが、移動禁止、飼養禁止等、書いているだけで、実際に有効な手立てが環境省の方から出されていないのが事実。兵庫県では、ヌートリア、アライグマは県で予算を組んで駆除しているが、とても追いつかない状況である。法律上、市町の役割。個人で移動させたりしてはいけない。裏付けがない中で、外来生物対策はなかなか進まない、我々も悩んでいるところ。基本的には捕まえれば殺すことになっている。

(佐々木委員)

NPOのところで、この200を超えるNPOの情報はどこから集められたのか。これで全部ではないと思う。私が所属する団体であるが、2007年に県の諮問機関である武庫川流域委員会の委員の7割が集まって作った、「武庫川づくりと流域連携を進める会」というのがあり、そこからさらに「武庫川流域圏ネットワーク」と「武庫川市民学会」というのを立ち上げて、生物多様性はもちろん、川の自然づくり、環境教育、防災など提言書にある住民の参画と協働による川づくりを実践するためにいろいろなことをやってきた。また、人博の先生方からも協力を得た活動を行ったり、ここに出ている自然関係の団体をつなぐネットワークづくりもやっているが、なぜか3団体のいずれも載っていない。自己申告しなければ掲載されない仕組みであるのか。

(自然環境課長)

県で全て把握するのは難しい。市町に照会をしたり、人と自然の博物館から情報を頂いたり、最終的には、ここに掲載してよいかどうか確認し、掲載は否というところもあつたように聞いている。

また、市町に照会するしか方法がないので、今回もそのようになると思う。

(栃本委員)

前回の策定時に最終的に修正されていない箇所がある。千葉戦略より良いものをつくろうとした、その辺も今回は、上手く出来るようにしてもらいたい。

(福岡部会長)

本日は、改定の骨子を中心に、いろいろな意見が出された。大変多岐にわたる意見があつたが、次の改定素案作成の参考にして頂ければと思う。それでは、事務局にお返し

します。

(自然環境課長)

本日、頂いたご意見を参考にし、次回、改定素案を作成し、ご検討頂ければと考えています。よろしくお願いいたします。